

市第 3 1 号議案 公衆浴場法施行条例の制定 説明資料

1 現行県条例の概要

公衆浴場法に基づき、現在神奈川県条例で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 公衆浴場間の距離（250m 以上）を定める配置基準
- (2) 入浴者の衛生及び風紀上必要な基準
- (3) 浴槽水等の水質検査の基準

2 市条例で新たに規定する主な内容

上記の現行県条例に加えて、新たに次の基準を規定します。

現行県条例の基準		新たに規定する主な基準及び条項	
①	・ 規定なし	吸込み事故防止	・ 浴槽内の循環水の取入口に、入浴者の吸込みを防止する措置を講ずること 別表第 1 第 1 項第 16 号
②	・ 貯湯槽は定期的に清掃、消毒を行うこと	定期清掃等 〔感染症予防〕 レジオネラ症	・ 貯湯槽は <u>1 年に 1 回以上</u> 定期的に清掃、消毒を行うこと（現在は運用で対応） 別表第 1 第 2 項第 8 号
③	・ 水道水以外の浴槽水を、1 年に 1 回以上水質検査を行うこと（現在も運用で水道水にも適用）	水質検査 〔感染症予防〕 レジオネラ症	・ 原湯、上がり用湯及び浴槽水は、1 年に 1 回以上水質検査を行うこと 別表第 1 第 2 項第 3 号
④	・ 上記の水質検査結果が基準に不適合の場合、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査を行うこと		・ 上記の水質検査結果が基準に不適合の場合、原水及び上がり用水の水質検査を行うこと（市民意見反映）
⑤	・ 規定なし	水質検査結果の自主的な公表 〔感染症予防〕 レジオネラ症	・ 水質検査結果を利用者の見やすい場所に掲示するよう努めること（市民意見反映） 別表第 1 第 2 項第 18 号
⑥	・ 規定なし	水質検査の結果が不適合な場合の報告 〔感染症予防〕 レジオネラ症	・ 水質検査結果が基準に不適合の場合、直ちに市長に報告するとともに、対策を講ずること 別表第 1 第 2 項第 19 号